

生ごみを減らそう

コンポスト容器、生ごみ処理機を利用しよう

問合せ 環境課ごみ減量係

生ごみの減量化および資源化を推進するため、コンポスト容器、生ごみ処理機の購入に補助金を交付します。

※補助は予算の範囲内で先着順です。

補助を受けるには 市内の販売店で、購入時に補助金交付申請書、補助事業実績報告書に氏名、住所などを記入、押印すると補助金額を差し引いた金額で購入できます。

内容	コンポスト容器	生ごみ処理機
対象機器	・ふた付きで底がなく容量が100ℓ以上のもの ・底があり土、微生物と混ぜて使用し、容量が50ℓ以上のもの	加熱やバクテリアなどの分解の方法により生ごみを減量、消滅または堆肥化させる機械
対象者	市内在住で、承認を受けたコンポスト容器を取り扱う市内の販売店から購入した人	市内在住で、承認を受けた生ごみ処理機を取り扱う市内の販売店から購入した人
対象個数	1世帯2台まで（買替え可）	1世帯1台まで（買替え可）
補助率	3分の2（上限7,000円）	3分の2（上限50,000円） （1,000円未満の端数は切り捨て）

浄化槽の設置に補助します

問合せ 環境課ごみ減量係



市では、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全をするため、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）を、し尿と一緒に処理する高度処理型浄化槽の設置に対し、補助金を交付しています。また、合併処理浄化槽への転換に対しても補助金を交付しています。

※申請は必ず設置工事前に済ませてください。

対象 主に居住用の建物または延床面積の2分の1以上が居住用の建物に10人槽以下の高度処理型浄化槽を設置する人、転換を行う人

※碧南公共下水道事業認可区域や衣浦東部流域下水道事業認可区域は対象になりません。

補助額 各人槽ごとの浄化槽の設置費用の4割相当分（1,000円未満の端数は切り捨て）

※補助は予算の範囲内で先着順です。

対象	人槽区分	補助上限額(円)
浄化槽への転換	5	332,000
	6～7	414,000
	8～10	548,000
浄化槽への転換の際、単独処理浄化槽またはくみとり便槽を撤去する場合	5	422,000
	6～7	504,000
	8～10	638,000
高度処理型浄化槽の設置または高度処理型浄化槽への転換	5	444,000
	6～7	486,000
	8～10	576,000
高度処理型浄化槽への転換の際、単独処理浄化槽またはくみとり便槽を撤去する場合	5	534,000
	6～7	576,000
	8～10	666,000

●高度処理型浄化槽とは、放流水の総窒素濃度が15mg/ℓ以下または総磷濃度1mg/ℓ以下の機能を有するものです。

●転換とは、使用中の単独処理浄化槽またはくみとり便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合をいいます。